

○篤志寄附基金条例の一部を改正する条例

篤志寄附基金条例(昭和51年4月生駒市条例第5号)新旧対照表

現行					改正案				
(基金の種類及び金額) 第2条 基金の種類及び金額は、次のとおりとする。					(基金の種類及び金額) 第2条 基金の種類及び金額は、次のとおりとする。				
種類		基金の額	寄附者	寄附の年	種類		基金の額(円)	寄附者	寄附の年
基金名	目的				基金名	目的			
図書設備基金	生駒中学校の図書その他教材の設備充実に充てるため	円 200,000	金沢国夫氏	昭和39年					
進学奨励基金	生駒市立中学校生徒の高等学校進学奨励資金に充てるため	2,000,000	浦野清五郎氏	昭和51年	進学奨励基金	生駒市立中学校生徒の高等学校進学奨励資金に充てるため	2,000,000	浦野清五郎氏	昭和51年
		10,000,000	香川初野氏	昭和52年			10,000,000	香川初野氏	昭和52年
図書館整備基金	図書館の図書及び設備の整備資金に充てるため	140,000,000	木田ツヤ子氏	平成26年	図書館整備基金	図書館の図書及び設備の整備資金に充てるため	140,000,000	木田ツヤ子氏	平成26年
市民のいのちを守る医療基金	生駒市立病院の設備並びに地域医療及び地域福祉の充実に充てるため	5,000,000	塚口紀彦氏	平成26年	市民のいのちを守る医療基金	生駒市立病院の設備並びに地域医療及び地域福祉の充実に充てるため	5,000,000	塚口紀彦氏	平成26年
(処分) 第6条 略					(処分) 第6条 略 2 前項の規定による処分が行われたときは、基金の額は、 <u>処分額相当額減少するものとする。</u>				